

プラチナ NISA 制度設立における検討事項

2025 年 5 月 31 日

資産運用研究所 主席研究員 今村 宗嗣

研究員 藤川 恵

研究員 山口 智子

要 約

- 4 月中旬に高齢者に向けた NISA 制度（以下プラチナ NISA）の設立検討報道がなされた。報道ベースでは、65 歳以上を対象とし、毎月分配型投資信託を組み入れ対象とすることなどが大きく取り扱われている。
- わが国においては、60 歳以上の世代が金融資産の 6 割以上を保有している状況であるが（2019 年）、一方で平均的な 65 歳以上夫婦のみ無職世帯の家計収支は毎月収入不足になっており、金融資産の取り崩しニーズが発生している。
- 毎月分配型投資信託の問題点としては、①商品特性上の問題と②投資家のリテラシー不足がある。前者に関しては資産形成がある程度完了し、取り崩しニーズがメインとなった高齢者にはむしろ適合する可能性がある。後者の分配金に関する知識不足は、高齢者に限らず、全世代にわたってみられる問題であり、製販一体となって投資家のリテラシー向上に取り組む必要がある。
- その他の論点としては、①認知・判断能力の低下への対応、②相続への対応が挙げられる。前者に関しては家族サポート証券口座との連携が考えられる。後者に関しては配偶者やパートナーが引継ぎ可能な英国 ISA 制度が参考になる。

当資料は資産運用市場の内容を基に情報を開示することを目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しております。当資料に示された内容等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しないし保証するものではありません。また特定の銘柄の推奨や売買等を示唆するものではありません。

I プラチナ NISA 制度の設立について

1. 高齢者を対象とした NISA 制度の設立を検討

2025 年 4 月中旬に、高齢者に向けた少額投資非課税制度（NISA）の設立に関する報道がなされた。名称は「プラチナ NISA」とされ、自民党の岸田文雄前首相らがつくる資産運用立国議員連盟が政府に提言したとされている。

同議員連盟の提言内容は、「高齢者が物価上昇の下でも、投資のメリットを受けつつ、生涯にわたって計画的に運用資産を活用して生活に充てることができるよう、高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング解禁を図る『プラチナ NISA』の導入など、政府は退職世代向けの資産運用サービスの充実に取り組むべきである」といったものである¹。これを受けて、プラチナ NISA の制度概要についていくつかの報道がなされた

が、現時点で報じられている内容をまとめると、① 65 歳以上を対象、②毎月分配型投資信託を組み入れ対象とする、③一度に限りスイッチングを認める、④2026 年度の税制改正要望に盛り込むなどとされている²。

2. 高齢者を取り巻く状況

（1）わが国における高齢者の状況

プラチナ NISA 制度構想について検討する前に、我が国における高齢者の状況について概観したい。図表 1 は我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示したものである。2023 年では約 3 割が 65 歳以上であるが、この比率が 2070 年には約 4 割まで上昇すると予想されている。

図表 1：65 歳以上の人口割合

	(千人)		
	2023年	2045年（推計）	2070年（推計）
総人口	124,352	108,801	86,996
65歳以上	36,226	39,453	33,671
割合	29.1%	36.3%	38.7%

（注）推計値は中位推計

（出所）国立社会保障・人口問題研究所 <https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2025.asp?chap=0> 資料をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

¹ 自由民主党 小林史明議員ウェブサイト (<https://fumiaki-kobayashi.jp/archives/5749>) より抜粋

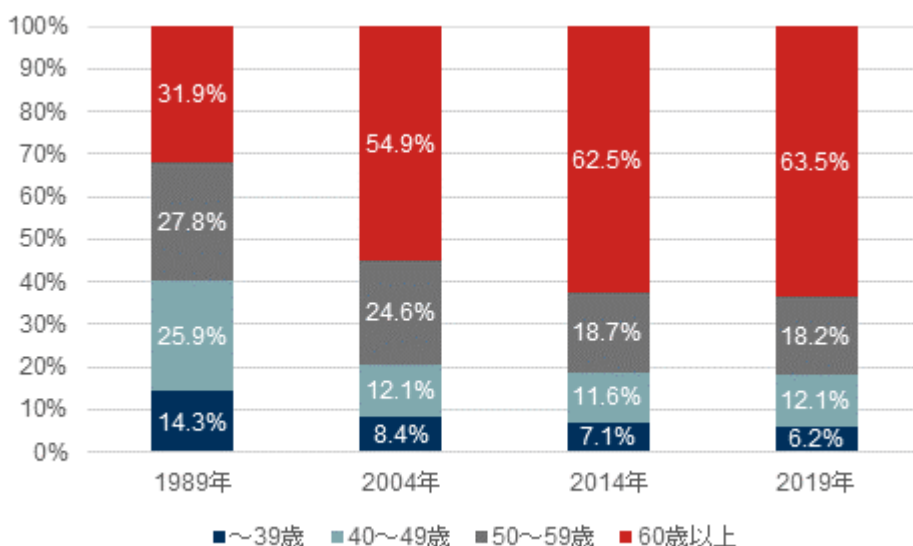
² 野村総合研究所
https://www.nri.com/jp/media/column/financial_business_trends/20250422.html
「全世代的資産運用支援の完成を目指すプラチナ NISA 構想」

(2) 高齢者と金融資産

次に高齢者が保有する金融資産の状況について確認する。金融資産の分布状況を世帯主の世代別にみると、2019年には60歳以上の

世帯が占める割合が63.5%と、1989年に比べほぼ倍増している（図表2）。

図表2：世代別金融資産分布状況



（出所）内閣府 <https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html> 「高齢社会白書」をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

現時点で多くの金融資産が高齢者に偏重している点が我が国の金融資産分布の大きな特徴であるが、今後の人口動態を勘案すると、この傾向はさらに強まる可能性がある。

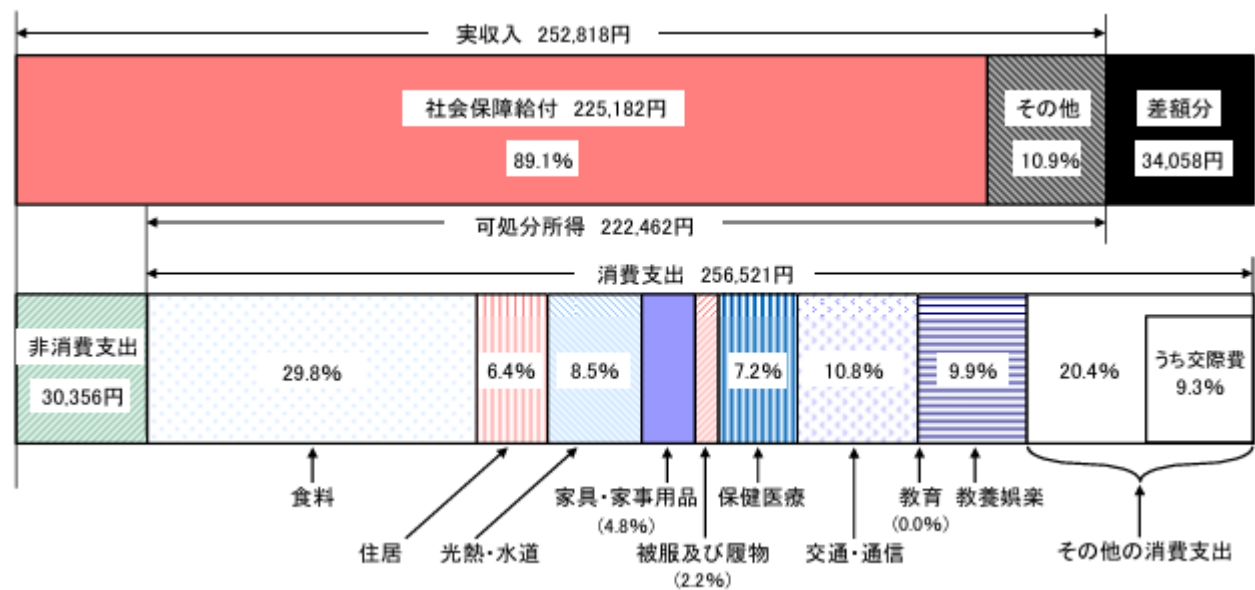
(3) 高齢者世帯の収支

最後に高齢者世帯の月間の収支フローについて見る。図表3は65歳以上の夫婦のみの無

職世帯における家計収支であるが、1か月あたりの平均消費支出が28.6万円であるのに対し、社会保障給付等の収入で賄えるのは25.2万円しかなく、この差額を金融資産の取り崩しで充当する必要がある。

なお、支出項目の中でインフレ率への感応度が高いとされる食料品の占める割合が高い点には留意が必要であろう（図表4）

図表 3：65 歳以上夫婦のみ無職世帯の家計収支（2024 年）



（出所）総務省 <https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>「家計調査報告（家計収支編）2024 年」より抜粋

図表 4：2024 年度消費者物価指数前年同月比

総合			食料			住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
	生鮮食品を除く	生鮮食品及びエネルギーを除く		生鮮食品	生鮮食品を除く									
3.0%	2.7%	2.3%	5.0%	10.5%	4.0%	0.7%	7.8%	3.8%	2.5%	1.6%	1.5%	-1.1%	4.1%	1.1%

（出所）総務省 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei08_01000303.html「2020 年基準 消費者物価指数 2024 年度(令和 6 年度)平均」より野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

3. 現行 NISA の状況、課題

(1) 高齢者の NISA の活用状況

次に、現行の NISA 制度における高齢者の利用状況について整理する。

図表 5（左列）は NISA の口座数を年代別に比較したものであるが、これによると 60～80 歳代以上の割合は 30～50 歳代に比べて低くなっている。同様に買付額の割合（図表 5 中央列）は、40～50 歳代よりも低い。図表 2 で見たように高齢者に金融資産が偏重している状況を鑑みると、特に買付額においては水準が不足しているといっていよう。

図表 5：年代別 NISA 利用状況（2024 年 6 月時点）

(万件、億円)									
	口座数 (万件)	構成比	買付額 (億円)	構成比	成長投資枠		つみたて投資枠		
					構成比	構成比			
10歳代	13	0.5%	259	0.2%	195	0.2%	64	0.2%	
20歳代	288	11.5%	8,920	6.5%	4,860	4.7%	4,060	11.4%	
30歳代	439	17.5%	22,962	16.7%	14,267	13.9%	8,695	24.5%	
40歳代	483	19.2%	27,816	20.2%	19,032	18.6%	8,784	24.8%	
50歳代	481	19.2%	29,233	21.2%	21,517	21.0%	7,716	21.8%	
60歳代	369	14.7%	25,520	18.5%	21,057	20.6%	4,463	12.6%	
70歳代	286	11.4%	17,342	12.6%	15,881	15.5%	1,460	4.1%	
80歳代以上	150	6.0%	5,764	4.2%	5,538	5.4%	226	0.6%	
合計	2,509	100.0%	137,817	100.0%	102,349	100.0%	35,468	100.0%	

(出所) 金融庁 <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20241220.html> 「NISA 口座の利用状況に関する調査結果」をもとに野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

(2) NISA を利用していない理由

ではなぜ高齢者の NISA 利用度が低いのか。
図表 6 は野村アセットマネジメント資産運用研
究所が、NISA 非利用者を対象にその理由につ
いて調査した結果である。60 歳以上では「そも
も投資（資産運用）をするつもりがないから」や
「投資の必要性を感じないから」の回答が他の年

代層に比べて多い。ある程度の資産形成が完
了し、資産管理の優先順位が資産保全や取り
崩しに変わった高齢者層に対して、資産形成を
念頭においた現行 NISA はニーズを満たしてい
ない可能性がある。

図表 6：NISA を利用していない理由

	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
投資に回せるお金がないから	21%	22%	23%	24%	22%	23%
制度の内容及びよくわからないから	19%	22%	24%	19%	18%	16%
損をしたくないから	13%	18%	19%	19%	17%	15%
制度をうまく使いこなせようがないから	14%	17%	17%	17%	14%	13%
そもそも投資（資産運用）をするつもりがないから	8%	9%	10%	12%	17%	19%
商品選択で何を比べようかわからないから	11%	12%	14%	12%	9%	8%
手続きが面倒だから	11%	14%	12%	10%	7%	5%
利用にあたっての手続きなどがわからないから	9%	11%	11%	9%	6%	5%
小額の投資では効果が薄いと思うから	6%	7%	7%	9%	8%	8%
投資の必要性を感じないから	5%	5%	5%	6%	8%	10%
金融機関からの案内がないから	2%	1%	1%	1%	1%	1%
利用している金融機関で購入したいと思う商品がないから	2%	2%	1%	1%	1%	1%
その他	1%	1%	1%	1%	2%	2%
特になし	41%	36%	36%	33%	33%	31%

(注) NISA 非利用者（n=20,052）を対象に複数回答でヒアリング

(出所) 野村アセットマネジメント「Investor Insights 2025（投資信託）」

II 毎月分配型投資信託の状況

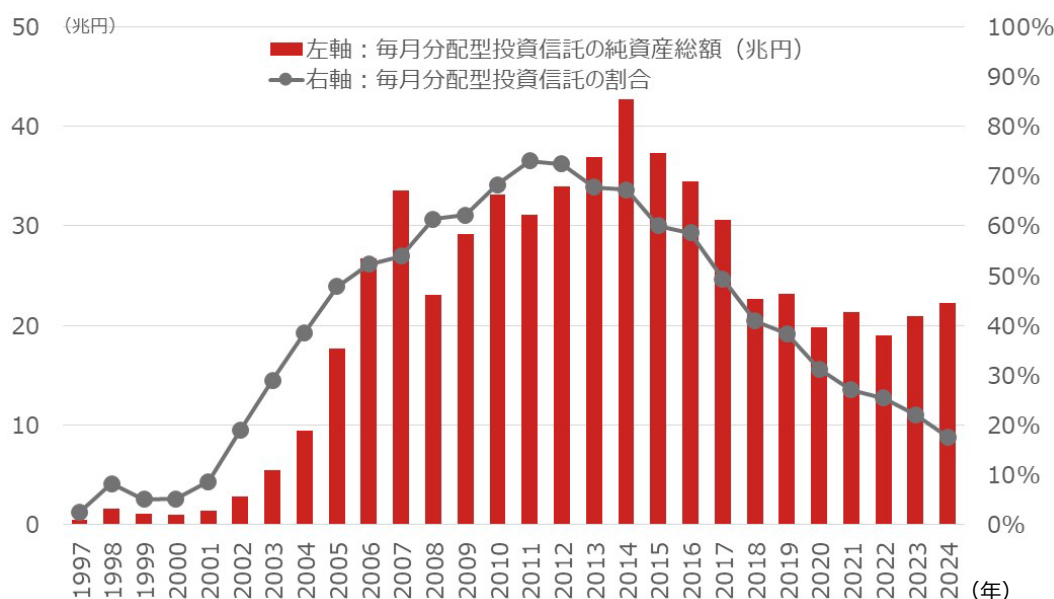
ブラチナ NISA に関する報道がなされる中で、現時点で最も注目されているのは、毎月分配型投資信託が組み入れ対象となる可能性があるという点であろう。本章では毎月分配型投資信託の状況について整理する。

1. 毎月分配型投資信託の状況

毎月分配型投資信託はその名前のとおり、毎月決算を行い、毎月分配金を拠出することができる投資信託である。1997 年に第 1 号商品が

投入され、2000 年代に入り大きく残高を伸ばし、一時期は公募投信残高の 7 割以上を占めるヒット商品となった。その後、商品特性が問題視されるようになり、2018 年以降、残高は減少し、2024 年 12 月末時点の残高合計は約 22 兆円、公募投信に占めるシェアは約 18%となっている（図表 7）。

図表 7：毎月分配型投資信託の純資産額推移（1997～2024 年）



(注) ETF、公社債投信、DC 専用投信を除く

(出所) 野村総合研究所 Fundmark より、野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

2. 毎月分配型投資信託の課題

毎月分配型投資信託の課題としては、①商品特性上の問題と②投資家のリテラシー不足の問題に分けることができる。

(1) 毎月分配型投資信託の課題：商品特性

毎月分配型投資信託の商品特性上の課題として、利益を分配金として受け取る割合が大きくなると、利益を再投資した場合に得られる「利息が利息を生む効果」（複利効果）が働きにくくなることに加えて、元本を取り崩しながら分配される場合には運用原資が大きく目減りして、運用効率を下げてしまうということがよく指摘される。

この点が、長期で資産形成を目指す層には不向きであるとされ、毎月分配型投資信託が現行NISAの対象外とされている主な理由と推測される。

ただし、高齢者の中でも資産形成が終わり、今後は資産の取り崩しがテーマとなっている層にはむしろニーズに合致する可能性もある。図表3で見たように、65歳以上の夫婦のみの無職世帯では平均して月間約3.4万円の資金不足の状態にあり、この部分を金融資産の取り崩しによって賄う必要がある。

資産の取り崩しニーズに対応するために、投資信託の定期売却サービスを提供している金融機

関もある。ただしすべての金融機関が同種のサービスを備えることは、システム負担等を考慮すると現実的には困難であろう。この定期売却サービスの代替として毎月分配型投資信託には一定のニーズがある可能性がある。

さて分配ニーズに対応するための毎月分配型投資信託の活用について述べたが、利用者によっては隔月分配型や年4回分配型が向いている場合も当然ある。分配ニーズにきめ細かく対応できる状況を整備するには、現在年2回型と毎月分配型に偏重している高頻度分配型投資信託のラインナップをより拡充することも必要であろう（図表8）。

図表8：高頻度分配型投資信託の状況（2025年3月末時点）

(本、億円)		
年間分配回数	ファンド数	純資産合計
2	806	14,364
4	217	3,655
6	124	1,621
12	836	20,991
合計	1,983	40,631

(注) 純資産50億円以上を対象。ETF、公社債投信、DC専用投信を除く

(出所) 野村総合研究所 Fundmark より、野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

(2) 毎月分配型投資信託の課題：分配金に対する理解不足

毎月分配型投資信託に関する課題の一つとして、投資家の分配金に対する理解が不足している点が挙げられる。すなわち、「分配金として元本の一部が払い戻されることもあることを認識していない」、「支払われた額だけ、基準価額が下がることを認識していない」などである。このため、分配金を預金の利子のようなものと誤解し、適切ではない投資対象の選択を行ってしまう可能

性がある。これらの点については、行動ファイナンスの観点から、「分配金は運用によってあげた収益なので（預金を崩したお金に比べて）気持ちよく使えるありがたいお金と受け止められがち」

（＝メンタルアカウンティングによる錯覚）、「安定的に分配金が入る運用は安定的な（低リスクの）運用」（＝ヒューリスティクス（代表性による単純化）による錯覚）などと解釈する向きもある³。単なる知識不足で片づけるのではなく、重要であるにも関わらず非常に誤解を招きや

3 大村敬一「毎月分配型投信と預金類似性を有したわが国の投信分配制度」（2014）

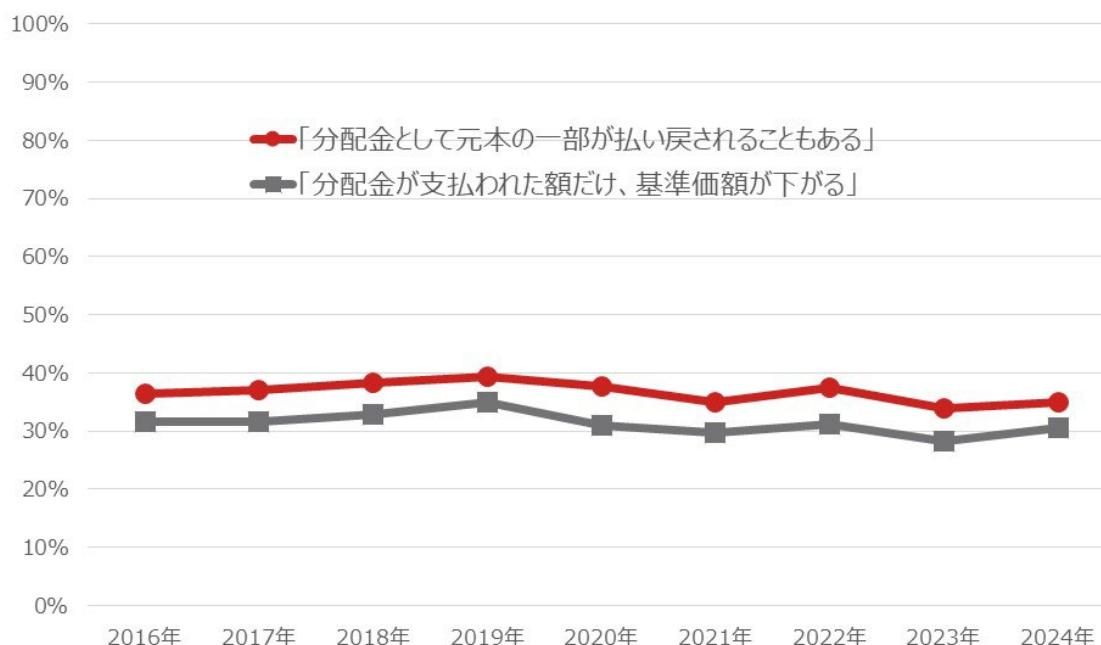
すい事項であるとの認識のもとに、正確な内容を製販一体で丁寧に周知していく必要があるだろう。

(3) 分配金に対する理解度

では実際に、投資家の分配金に対する理解度について確認したい。図表 9 は投資信託協会によるアンケート調査結果であるが、これによる

と「分配金として元本の一部が払い戻されることもある」、「分配金が支払われた額だけ、基準価額が下がる」などと分配金について正しく理解をしている割合は、投資信託保有層（もしくは保有経験層）を対象としても過去から一貫して 4 割を下回っている。

図表 9：分配金について正しく理解をしている層（2016～2024 年）



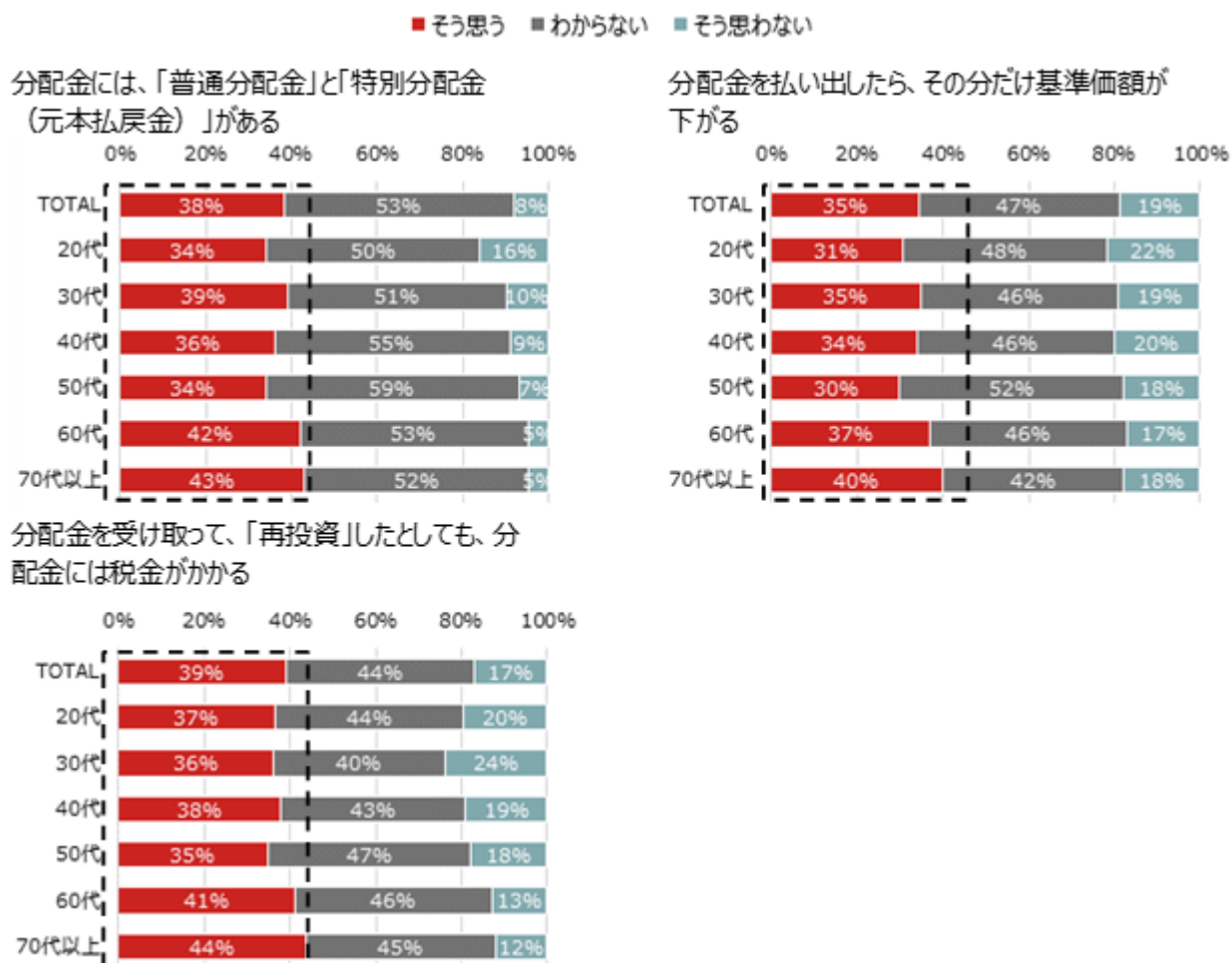
(注) 投資信託の現在保有層・保有経験層を対象

(出所) 投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査」より、野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

さらに野村アセットマネジメント資産運用研究所の調査においても、すべての年代にわたり、分配金について正しく理解をしている割合が 5 割を切る結果となった（図表 10）。本稿の主旨からは外れるが、資産形成期にあたる若年層でも分配金に対して誤った認識をもっている層が多いことは、大きな問題であり、高齢者に限らず、すべての年齢層に対して投資信託の商品性に対する正しい理解を啓発する必要があると考える。

また図表 10 において特徴的であるのは、60 代以上の高齢者ほど、実は分配金に対して正しく理解をしている割合が高い点である。生活資金を補完するための分配金に対する切実なニーズが、正しい理解を促している可能性があるほか、高齢者は店舗型証券を利用している割合が多く、金融機関の職員から対面で分配金に関する説明を受けた点が寄与している可能性がある（図表 11）。

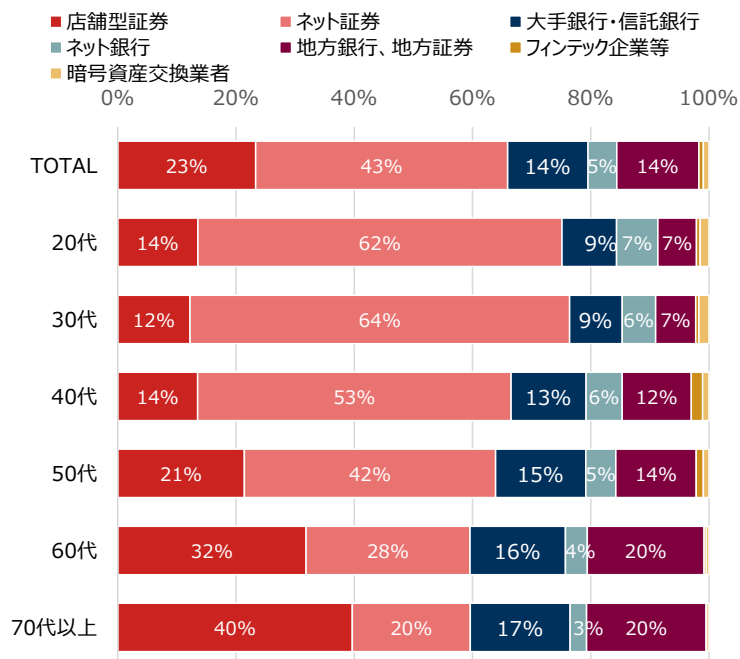
図表 10：分配金に対する理解度調査



(注) 投資信託保有者 (n=4,850) を対象にヒアリング

(出所) 野村アセットマネジメント資産運用研究所「Investor Insights 2025 (投資信託)」

図表 11 投資（資産運用）にあたって最も利用している金融機関



(注) 投資家 (n=8,644) を対象に単一回答でヒアリング

(出所) 野村アセットマネジメント資産運用研究所「Investor Insights2025(投資信託)」

III その他の論点

(1) 高齢期における資産管理の要点

高齢期における資産管理の要点としては、「心身の衰えも踏まえて、資産の計画的な取崩しを実行するとともに、認知・判断能力の低下や喪失は誰にでも起こりうるという認識の下、それに備えて行動すること」とされている⁴。

ブラチナ NISA に当てはめるならば、「資産の計画的な取り崩し」に関しては高頻度分配型投資信託などの活用により一部代替できることはすでに述べた。従って次の論点は「認知・判断能力の低下や喪失」に対応することである。当然その後には発生する相続問題も視野に入れる必要があるだろう。

(2) 認知・判断能力の低下

認知・判断能力の低下に対しては、「家族サポート証券口座」が参考となろう。これは日本証券業協会が 2025 年 2 月に制度概要を公表したもので、その目的は「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」として、あらかじめ任意代理の契約書で代理人の権限の範囲を明確化しておくことにより、高齢者やその家族が資産の活用（管理・運用）ができるような制度」としている。

家族サポート証券口座は、高齢者が健常なうちに家族の 1 人を任意代理人（家族代理人）として指定し、本人の認知判断能力の低下・喪失時に代理取引を可能とする仕組みである。資産の売却・出金に加えて運用の継続も可能な点が特徴的とされている⁵。

図表 12：家族サポート証券口座の概要

	家族サポート証券口座	家族信託	法定後見 (本人の認知判断能力が不十分になった場合)	任意後見
法的根拠	民法	信託法	民法	任意後見契約法
代理人・受託者	配偶者及び直系卑属 (例外的に兄弟姉妹・甥姪)	三親等内親族など	弁護士等が多い (家庭裁判所が選任)	本人が希望する者 (親族等)
契約書	任意代理に基づく契約書 (本人-代理人)	信託契約書(委託者-受注者)	- (裁判所への申立て)	任意後見契約書
公正証書	必要	必要	- (裁判所における審判)	必要
代理権の発行時期	代理取引開始届提出後	信託契約締結後	後見開始の審判	任意後見監督人の選任後
監督人	不要	不要	不要 (後見人が親族の場合は監督人が選任される場合がある)	必要
売却・換金	可	可	可	可
運用	可	可	不可	不可
手続き費用	公正証書作成に係る費用	信託契約書及び公正証書作成に係る費用	申立て費用 後見人等の継続報酬	申立て費用 後見監督人等の継続報酬

(出所) 日本証券業協会

4 金融庁 金融審議会

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603.html
ml 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」

5 野村資本市場研究所「金融・資本市場動向レポート No.25-10:世

代間の投資の継承支援を目指す家族サポート証券口座」

(3) 相続

相続が発生した場合、相続人が資産を円滑に引き継げるような仕組みがあることも望ましい。この点に関しては英国 ISA 制度が参考になる。

ISA では、死亡した ISA 保有者の配偶者やパートナー（civil partner）が被相続者の ISA 資産を非課税で引き継ぐことができる。⁶

IV まとめ

今後プラチナ NISA 制度構想を検討する際の要点は以下のようにまとめられる。

資産保全の観点からは、まずは現行 NISA や課税口座からのスイッチング制度があるとよい。対象商品としては、安全性や換金性が高く、加えてインフレヘッジができる水準のリターンを安定的に獲得できることが望ましい。

高齢者の取り崩しニーズに対しては、毎月分配型投資信託を活用することも現実的にはありうる。ただし、投資家が分配金に対して正確に理解していることをしっかりと確認することが条件となろう。さらに「毎月」のみにとらわれることなく、高頻度分配型投資信託として幅広い商品を取りそろ

え、投資家のニーズに適した商品選択ができる環境が必要であろう。さらに手数料の面では現行 NISA と同様に低コスト商品であることも必要である。

認知・判断能力の低下や喪失に伴う問題に際しては、代理人の関与が検討されるが、例えば家族サポート証券口座などとの連携が考えられる。

相続に関しては、高齢者が資産を安心して承継できる仕組みがあると望ましい。英国 ISA のように相続人がプラチナ NISA 枠を非課税で引き継げるようになると、高齢者の利用が促進する効果も期待できるであろう。

以上

⁶英国歳入課税庁 <https://www.gov.uk/individual-savings-accounts/inheriting-an-isa-from-your-spouse-civil-partner>

今月の規制動向

NISA（つみたて投資枠）における ETF 買付方法の改正

- 2025 年 4 月 1 日から適用された NISA（少額投資非課税制度）における上場株式投資信託（ETF）の買付方法の一部改正の主な内容として二つのポイントが挙げられる。
- 一つ目は、最低取引単位の引き上げ。従来は定額買付における最低取引単位が「1 千円以下」とされていたが、今回の改正により「1 万円以下」へ引き上げられた。二つ目は、一定の要件のもと最大口数での買付が可能になった点である。設定金額内で取得できる最大口数の購入が可能となり、具体的な要件としては、1 か月間の平均価格や前営業日の価格がそれぞれ 1 万円以下であること、及び届出後の価格が 3 万円以下である必要がある。
- これまでは事務処理の負担から ETF を取り扱わない金融機関が多かったが、最低取引単位が市場の取引単位に近づくことにより金融機関の負担が軽減されると見込まれており、金融機関での取扱いが増えれば投資の選択肢が広がることに繋がる。

ファンドモニタリング調査（第 1 回）を公表

- 2025 年 3 月 25 日、金融庁よりファンドモニタリング調査の結果が公表。IOSCO（証券監督者国際機構）等が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの徴求を要請していること等が背景。
- 純資産総額 500 億円以上のファンド（投資信託、投資法人、集団投資スキーム等）に対し、投資対象資産、流動性リスク関連項目（現金化に要する日数等）、レバレッジの状況などについて、回答を求めた。
- 結果より、純資産額ベースのファンドタイプは株式ファンドが最も多く 53.8%、次いで債券ファンドが 26.0%。
- 投資信託の流動性の観点からは、「ポートフォリオの現金化所要日数」は 7 日以内が全体の約 90%、30 日以内だとほぼ 100%を現金化できる。「投資家の解約日数」については、7 日以内に解約金を受け取れる投資信託は純資産額ベースで 75%であり、30 日以内に解約金を受け取ることができる投資信託はほぼ 100%。
- 当モニタリング調査は今後毎年実施予定とのこと。

「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーを公表

- 2025 年 4 月 10 日、金融庁は、暗号資産に関連する制度のあり方等について検証してきた結果を、ディスカッション・ペーパーとして公表した。
- 暗号資産の取引の動向等を踏まえたうえで、環境整備の必要性、規制見直しの基本的な考え方、情報開示・提供規制のあり方、業規制のあり方、市場開設規制のあり方、暗号資産のインサイダー取引への対応について検証結果がまとめられている。
- 特に、「規制見直しの基本的な考え方」では、暗号資産投資をめぐる喫緊の課題の解決のためには「伝統的に金商法が対処してきた問題と親和性があり、金商法の仕組みやエンフォースメントを活用することも選択肢の一つ」とし、暗号資産を「資金調達・事業活動型」と「それ以外の暗号資産」の 2 種類に分け、それぞれの実態面に着目した規制見直しの必要性が述べられている。

(出所) 金融庁「非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準」の一部改正について、「ファンドモニタリング調査（第 1 回）結果概要」、「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証（概要）」(<https://www.fsa.go.jp/>)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025 年 10 月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会